Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-11

国際司法裁判所における反訴 : 請求の関連性を中心に

李, 禎之

(Citation)
神戸法学年報,19:107-148

(Issue Date)
2003

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81005161

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005161

KOBE UNIVERSITY

国際司法裁判所における反訴

―請求の関連性を中心に―

李　禎之

はじめに
一　反訴の概念
　(一) 各国国内法上の定義
　(二) 国際司法裁判所による定義
　　(1) 新たな訴えの提起
　　(2) 本訴請求との連結
　　a. 防御との一体性
　　b. 事実の同一性
二　反訴の受理可能性――直接的関連性の認定
　(一) 国際司法裁判所規則
　(二) 国際司法裁判所判例
　　(1) 事実上の関連性
　　a.「場所」の要素
　　b.「時間」の要素
　　c.「抗争」の性格
　　(2) 法上の関連性
おわりに

はじめに

国際司法裁判所（以下、裁判所）への訴えは、通常、国際司法裁判所規程（以下、規程）40条ならびに国際司法裁判所規則（以下、規則）38条（一方的提訴の場合）ないし39条（合意付託の場合）にしたがって提起することができる。しかし、ある種の訴えは答弁書において付随手続として提起されうるとされ、この訴訟係属中に被告がその訴訟手続を利用して原告に対して訴えを提起できる制度は反訴（Counter-Claims, Demandes reconventionnelles）と呼ばれる。

そもそも反訴制度は、訴訟当事者の平等・公平を保障する観点から導入されていると考えられる。つまり、反訴は、原告が訴訟対象となる請求の範囲を定める一方的提訴制度（規程40条、規則38条）の裏返しとして、被告にも請求の範囲を修正する機会を与えているのである[1]。しかし、いかなる請求でも反訴として認められるわけではなく[2]、一定の要件を満たす必要がある。

国際司法裁判所における反訴は、規程ではなく、規則により規律されており[3]、現行規則80条は次のように規定している[4]。

1　D. Antilotti, 《La rconventione nella procedure internazionale》, Scritti di diritto internazionale II (1957), at 234.（皆川洸「反訴」『国際訴訟序説』（1963年）167頁による）

2　ちなみに、あらゆる請求を許容する反訴制度もありうる。1890（明治23）年の日本旧民事訴訟法201条、ローマ法等を参照。新堂幸司・福永有利編『注釈民事訴訟法(5)訴え・弁論の準備』（1998年）382-383頁、雉本朗造「反訴論」『法学志林』13巻10号（明治44年）7頁、47-49頁。

3　1922 PCIJ Rules of Court, Art. 40; 1936 PCIJ Rules of Court, Art. 63; 1946 ICJ Rules of Court, Art. 63; 1972 ICJ Rules of Court, Art. 68; 1978 Rules of Court, Art. 80.　また、2000年12月5日に同第80条は修正された（翌年2月1日に効力発生）。

4　Rules of Court (1978) as ammended on 5 December 2000, the text is available at the Court's website (www. icj-cij. org).

第80条1項　裁判所は、反訴が裁判所の管轄に属し、かつ他方の当事者の請求主題と直接的関係にある場合にのみ、これを受け入れることができる。

2項　反訴は、これを提出する当事者の答弁書において行われるものとし、当該当事者の申立ての一部として提出されるものとする。反訴に対して文書で見解を提出する他方の当事者の権利は、追加的訴答書面［抗弁書および再抗弁書］の提出に関する本規則45条2項に従ういかなる裁判所の決定にも関係なく、追加手続において保護されるものとする。

3項　裁判所は、本条1項の適用に関して異議が申立てられたとき、若しくは裁判所自身が必要と考えるいかなるときでも、両当事者の意見を聴取した後、それについて決定する。

上記規則から、裁判所の反訴受理には、二つの要件が課されていることが分かる。それらは、まず第一に、反訴が裁判所の管轄権に属するか、という管轄権要件であり、そして第二に、反訴請求と他方当事者の請求主題との間に直接関連があるか、という直接的関連性要件である。

管轄権要件が、同意原則を根拠としていることは明らかであろう。反訴という特殊な提訴方法により、同原則の適用を免れることは許されないのであり、これによって本訴被告による反訴の濫用が一定程度防止されると考えられる[5]。

他方、直接的関連性要件は、「よき司法運営（la bonne administration de la justice, the proper [or sound] administration of justice）」[6]の確保を

5　Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide (Bosnie-Herzégovine *c.* Yougoslavie), demandes reconventionnelles, ordonnance du 17 décembre 1997, 1997 CIJ Rec. 257, para. 31.

6　Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *id.* なお、「よき司法運営」と並び、「被告の '権利'［強調筆者］」保護が濫用防止を目的とした直接的関連性要件の根拠とされているが、これは論点先取を含んでおり、検討に値しないと思われる。*See* H. Thirlway, *Counterclaims Before the International Court of Justice: The* Genocide Convention *and* Oil Platforms *Decisions*, 12 LJIL (1999), at 216.

その根拠としていると考えられる。しかし、この概念が意味する内容は必ずしも明らかではなく、裁判所の説明を鑑みるならば、同概念はその基盤を異にする諸原理を含んだものであるといえる[7]。まずそうした原理の一つに、訴訟経済上の考慮があげられる。これは、重複審理を回避すると共に手続が煩雑になることを防止することをその内容とするものであり、裁判所および当事者の負担を軽減して最小限の合理的範囲におさえるべきことをその目的とする。つまり、これは迅速に手続上合理的な裁判を実現するという理念を示す原理であるといえる。また、「よき司法運営」は、各請求およびその基盤にある紛争を全体的に把握し、それによって判決の統一性（画一性）を確保する、という紛争処理の内実に関わる要請をも含んでいると指摘される。こうした考慮により、社会的に密接な関係にある紛争を単一の訴訟手続内で根本的に解決するという裁判制度が持つ理念の一つが実現されうるのである。

本稿は、請求の関連性に焦点を合わせることにより、反訴にかかる指導原則である「よき司法運営」の内実を実証的に考察することをその目的とするものである。換言すれば、反訴が提起された際に裁判所が訴訟経済という手続的合理性と紛争解決という実体的合理性のバランスを如何に図ろうとしているかを明らかにしたい。

以上の問題意識のもと、まず、反訴の概念を考察する。実行上、裁判所は反訴請求の審査に際し、二段階の審査を行ってきている。つまり、①当該請求が規則80条の意味における「反訴」を構成するか（反訴の認識の問題）を検討した後、②80条に規定された要件を満たすか（反訴の受理可能性の問題）を検討するという方法である[8]。後述するように、学説の中には請求の関連性を

7 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 257, para. 30.

8 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 256, para. 26; Les activités armées sur le territoire du congo (République démocratique du congo *c.* Ouganda), demandes reconventionnelles, ordonnance du 29 novembre 2001, (the text is available at the Court's website), para. 28.

反訴の認識の問題ととらえて論ずるものもあり、議論の方法に混乱が見られるように思われる。したがって、第一章で裁判所における反訴の定義を明らかにし、請求の関連性の問題は受理可能性の問題として直接的関連性要件を分析することをもって十分であることを確認しておきたい。

そして、第二章では、受理可能性の問題として直接的関連性要件を検討する。近年の判例[9]を通して裁判所による直接的関連性の認定[10]を分析することにより、反訴の受理に際して裁判所を規律している原理を明らかにすることがそこでの目的である。

9　本稿では、90年代後半以降の四判例（ジェノサイド条約適用事件 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5; 油井やぐら事件 Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America), Counter-Claim, Order of 10 March 1998, 1998 ICJ Rep. 190; カメルーンとナイジェリアの領土および海洋境界事件 Frontière terretre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria (Cameroun c. Nigéria), demandes reconventionnelles, ordonnance du 30 juin 1999, 1999 CIJ Rec. 983; コンゴ領域における軍事活動事件 Les activités armées sur le territoire du congo, *supra* note 8.）をその主な分析対象とする。なぜならば、ジェノサイド条約適用事件を契機として、手続（先決手続での処理）及び内容（要件の定式化）につき反訴の形式及び実体の両面において判例の変更がみられるため、現在の裁判所の立場を考察する本稿の関心からは上記四件の分析で十分であると思われるからである。ちなみに、反訴に関する常設国際司法裁判所以来の先例は以下の通り。

常設国際司法裁判所(PCIJ)：三件

ホルジョウ工場事件（賠償）　L'usine de chorzów (demande en indemnité) (Allemagne c. Pologne), fond, arrêt No.13 du 13 septembre 1928, CPJI (Ser. A) No.17, at 36 *et seq.*

1925年5月15日、ドイツは、ポーランドがホルジョウ窒素工場をドイツ国有財産とみなして収用したことはドイツ人の支配する会社の財産収用を禁じたジュネーヴ条約に違反すると主張し、同条約第23条に基づいて裁判所へ提訴した。翌26年5月25日の判決でドイツが勝訴した（判決番号第7）が、その結果として行われたジュネーヴ条約の違反から生じた損害賠償についての二国間交渉は結局まとまらず、ドイツは1927年2月8日、再度ジュネーヴ条約に基づいて賠償支払いを求める請求を提起するに至った。それに対しポーランドは、1919年12月24日の契約［ホルジョウ工場委譲に関するドイツと上部シレジア窒素株式会社の契約］によりドイツ政府が自由に処分しうる株式全部（名目価格一億一千万マルク）を引き渡す旨判決することを本案の答弁書において裁判所に申立てた。裁判所は、反訴についての管轄権を両当事者の黙示

の合意に基礎付けた（応訴管轄）後、「この反訴は、被告により提起された抗弁の基礎をなすベルサイユ条約第256条[上部シレジアにおいてドイツ帝国に属する一切の財産及び所有物をポーランドが取得する]に基づくものであり、したがって、それは本訴請求と法的に関連している（"connexité juridique avec la demande principale"）」と認定し(実質的条件)、同反訴が答弁書において表明された（形式的条件）ことも加えて、1922規則40条の要件を満たすと判示した。

ミューズ河引水事件　Affaire des prises d'eau à la meuse (Les Pay-Bas c. Belgique), arrêt du 28 juin 1937, CPJI (Ser. A/B) No.70, at 7, 28 and 32.

1936年8月1日、オランダは1863年4月12日に締結された条約の解釈と適用に関し、選択条項に基づいてベルギーを一方的に提訴した。それに対しベルギーは、答弁書において、オランダの堤防増築による同条約違反の認定およびユリアナ運河の給水が同条約に規律されることの確認を1936年規則63条に基づく反訴として提起した。オランダはベルギーの反訴に異議を唱えず、裁判所は「(反訴）請求は、本訴請求に直接関連しており、答弁書にて提起し得る」と述べて反訴を受理した。

パネベジス＝サルツチスキス鉄道事件　Affaire du chemin de fer panevezys-saldutiskis (Estonienne c. Lithuanienne), arrêt du 28 février 1939, CPJI (Ser. A/B) No.76, at 7-8.

1937年11月2日、エストニアは同鉄道の所有権とそれに基づく損害賠償に関して、選択条項に基づきリスアニアを一方的に提訴した。リスアニアは答弁書において、二つの先決的抗弁（一つ目は国籍継続の原則に基づき、二つ目は国内救済完了原則に基づく）と同時に、エストニアの請求棄却とは代替的に損害賠償額に関する反訴を1936年63条に基づき提出。裁判所は、反訴の問題には何ら触れることなく、リスアニアの第二の抗弁（国内的救済が未完了）を認容して本案を却下した。

国際司法裁判所：二件

庇護事件　Affaire du droit d'asile (Colombie/Pérou), arrêt du 20 novembre 1950, 1950 CIJ Rec. 266, 270-271, 280-281 and 288.

1949年10月15日、コロンビアは、アヤ・デ・ラ・トーレに対する庇護国として、条約およびアメリカ国際法の範囲内で庇護のために犯罪の性質を決定する権限を有することの確認ならびに領域国ペルーが同人が安全に国外へ退去するための必要な保証を与える義務を負うことの確認を求め、リマ議定書(1949年8月31日締結)に基づいて裁判所に提訴した。ペルーは、その答弁書において、コロンビアによる庇護の供与は1928年の庇護に関する条約に違反することの確認を1946年規則63条に基づく反訴として提出した（口頭弁論中に、庇護の維持も同条約違反であることを追加)。裁判所は、答弁書中の反訴のみを審査し、まず管轄権につきコロンビアが最終申立て段階で争わなかったことを理由に認容した（応訴管轄)。そして、直接的関連につき「[安全通行証の要求に関するコロンビアの請求と庇護の正規性に関するペルーの反訴請求の関係は、] 安全通行証を要求しうる前に必要とされる一定条件が、まさに反訴により

関係付けられる事実如何にかかるほど直接的である」としてその直接的関連性を認定し、反訴を受理した。

モロッコにおける米国民の権利事件　Right of Nationals of the United States in Morocco (France *v.* United States of America), Judgment of 27 August 1952, 1952 ICJ Rep. 176, 181 and 213.

1950年10月28日、フランスは統監命令（通貨割当てを伴わないモロッコへの輸入を規制。フランスまたはフランス連合地域は適用除外。）が仏米間の諸条約に照らして有効であること及びモロッコにおける米国民は同命令に服すべきことの確認を求めて、選択条項等に基づき裁判所に提訴した。米国はその答弁書において、モロッコにおける米国の条約上の権利が有効であり、上記統監命令はそれら権利を侵害している旨主張すると共に、モロッコ当局による課税価格の決定方法がアルヘシラス一般議定書に違反すること及び米国民に対する課税は同国の事前の同意を要することを反訴として提出した。原告（フランス）から反訴に対する何らの異議もなされず、裁判所も反訴受理の要件を何ら検討することなく、本案において本訴および反訴の両請求内容につき判断が下された。（課税への同意に関する請求は棄却。課税価格に関する請求につき一部認容。）

なお、反訴に関連しうる事件としては、漁業事件（被告ノルウェーが反訴を留保したが、被告勝訴に伴い反訴は取下げられた。*Voir* Affaire des pêcheries (Royaume-uni *c.* Norvège), arrêt du 18 novembre 1951, 1951 CJI Rec. 126, Pleadings I 576 and IV 692.）とテヘランにおけるアメリカ合衆国の外交領事職員事件（裁判所がイランによる反訴の利用可能性を指摘した。*See* United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran (United States of America *v.* Iran), Provisional Measures, Order of 15 December 1979, 1979 ICJ Rep. 15, para. 24.）もある。

また、これらの判例については、G. Guyomar, (Commentaire du règlement de la Cour international justice adapté le 14 avril 1978), (1983), at 521-525; S. Rosenne, The Law and Practice of the International Court, (3rd Ed., 1997), (hereinafter cited as law and practice 3rd Ed.), 1274-1276; S. Rosenne, *Counter-Claims in the International Court of Justice Revisited, in* C.A. Armas Barea *et al.* (eds.), Liber Amicorum 'In Memoriam' of Judge José María Ruda, (2000), (hereinafter cited as S. Rosenne, revisited), 459-468も参照。

10　管轄権要件に関する議論は、判例上も大きな争点となっておらず、本稿の主旨に鑑み、直接的関連性要件の議論に関わる限度においてのみ同要件にも触れることにする。

一 反訴の概念

国際司法裁判所での訴訟において、「反訴」はいかなる手続として想定されているのであろうか。反訴自体の定義は規則には存在しない。したがって、裁判所は反訴につき一般に承認された法概念に照会し、それを取り入れているものと考えられている[11]。

（一） 各国国内法上の定義

各国国内法上の反訴概念を概観してみると、日本法では「訴訟係属中に被告から原告に対し本訴に併合して提起する訴え」[12] と定義されており、日本法に影響を与えたとされるドイツ法でも反訴は「同一手続で被告が原告に対して提起する訴え」[13] とされている。これらは、一個の訴訟手続での処理という訴えの手続的側面に主眼をおいた定義である。また、英米法においても「原告の請求に対抗して同一手続内で被告が原告に対してなす請求」[14]、ないしは「本訴請求がなされた後に、他方の当事者に対して主張される救済の申立て」[15] であるといわれ、上記二法と大差はない。ただし、英米法では「原告の請求と同一の取引ないし事件関係から生じた被告の請求は、反訴で主張しなければならない」という強制（必要的）反訴があり、反訴による紛争の一回的解決がより徹底化されている点に特徴があるといえる[16]。

11 皆川『前掲書』162頁。
12 杉村敏正・天野和夫編『新法学辞典』（1991年）896頁、民事訴訟法146条。
13 山田晟『ドイツ法律用語辞典（改訂増補版）』（1993年）732頁。
14 田中英夫『英米法辞典』（1991年）206頁。
15 B. A. Garner (ed.), Black's law dictionary (7th Ed., 1999), at 353.
16 なお、イラン米国請求権裁判所においては、この種の反訴のみが受理されうる。*See* Claims Settlement Declaration, 19 January 1981, Art. II, para. 1, Iran-United States Claims Tribunal Reports Vol. 1, at 9; Provisionally Adopted Tribunal Rules, 10 March 1982, Art. 18-19, *id.*, 74-77. *See also* G. H. Aldrich, The Jurisprudence of the Iran-United States Claims Tribunal, (1996), at 113-116.

他方、仏法では、「すでに係属中の訴訟に対してなされる付帯請求の一つであり、『本訴の被告がその相手方の申立ての単なる排斥以上の利益を得ようとする請求（新民訴64条）』」[17] と定義され、反訴は防御に付帯しうるとも指摘される[18]。学説上も、反訴は「原告の主張に抵抗することで満足せず、原告に不利な判決［une condamnation contre le demandeur］を裁判所に求めるところの、被告により申し立てられた付随的請求」と定義されており[19]、この定義を参照しつつ皆川洸は、国際訴訟における反訴を「積極的・攻撃的に原告に不利な判決を得ようとする別個の請求として提起されるもの」と定義している[20]。これら定義では、手続上の側面（付帯請求）に加え、請求の性質に言及している点が注目される。

以上の各国国内法から、以下の共通項が確認されよう。まず第一に、反訴は（本訴）被告が（本訴）原告に対してなす請求である。そして第二に、反訴は係属中の訴訟手続内での訴えであり、本訴の訴訟手続に属する行為として、一個の訴訟手続においてなされる。これら二点より、反訴は（本訴）被告による請求の客観的追加的併合であるといえ、この手続的観点からする概念は国際司法裁判所でも通用性を持つと考える。

ただ、各国国内法上、いかなる請求が反訴請求とみなされうるか、という'請求'自体の性質（本訴請求の排斥以上か、同一取引・事件から生じたか、原告に不利な内容か、等）については、必ずしも定義の一致がみられるとはいい難い。

17　山口俊夫『フランス法辞典』（2002年）154頁。 *Voir aussi* G. Cornu, 《Vocabulaire juridique》, (2000), at 269.

18　G. Cornu, *id.*

19　R. Morel, 《Traité élémentaire de procédure civile》, (2e Ed., 1949), at 293-294.

20　皆川『前掲書』162頁。

(二) 国際司法裁判所による定義

国際司法裁判所は、反訴請求自体の性質につき、何らかの要素を反訴の定義によみこんでいるのであろうか。この点については、ジェノサイド条約適用事件において裁判所によりなされた定義が参考になる。裁判所は反訴請求は本訴請求との関連で「二重の性格」を持つとして、以下の点を指摘したのであった[21]。まず一つには、反訴がもつ「新請求 (une prétention nouvelle, a new claim) を付託する自律的訴訟行為」としての性格であり、これは「訴え」の側面に重点を置いたものとされる (「反『訴』」)。それと同時に、反訴は「本訴請求 (la demande principale, the principal claim[22]) と連結 (rattacher, link) している」という性格を持つ (「『反』訴」)。それでは、裁判所が指摘した各要素がいかなる意味内容を持つのか、裁判所の実行に照らしつつそれぞれ分析してみよう。

(1) 新たな訴えの提起

裁判所に対して請求の判断を求める行為 (申立て行為) は一般に「訴え」とよばれ、新たな訴えとは新請求を含む申立てであると解される。ここで、新請求とは何かが問題となるが、この点につき、裁判所によれば、新請求は「本訴請求の棄却を超える救済を求める請求」であるとされる[23]。すなわち、裁判所においては、答弁書の申立てにおける本訴請求の棄却を超える内容を持った請

21 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 256, para. 27.

22 ロゼンヌは、"principal" (英) は、"primitve" (仏) の誤訳である可能性を指摘している。*See* S. Rosenne, revisited, *supra* note 9, at 458. ただ、同語は、英米法上、「本訴手続における主要な請求」の意として、使用されているようである。*See* Black's law dictionary (7th Ed.), *supra* note 15, at 441.

23 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 257 para. 29; Frontière terretre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria, *supra* note 9, at 985; Les

求が、反訴と認識されうる新たな訴えなのである。

したがって、棄却判決から論理必然的に導かれる請求は、上記基準に照らして新たな訴えとは言えないため、反訴ではないということになる。実際、1989年7月31日の仲裁判決事件では、被告セネガルは、答弁書において原告ギニアビザウによる（本訴）請求（同仲裁判決の無効および不存在）の棄却を求めると同時に、同仲裁判決の有効性および原告がその適用義務を負うことの宣言を求めていた。本件において裁判所は、被告による同請求を反訴として取り扱うことなく、原告の請求を棄却した後に、被告の請求を認容したのであった[24]。

ところで、新請求を含むということは、反訴が別訴の目的物を構成しうる新たな内容を訴訟に導入する可能性を秘めた制度であるということを意味する。この点に関連して、裁判所は、反訴の特性を以下のように指摘する。

「反訴の特性（le propre, the thrust）は、原告請求の単なる棄却以上の目的（利益）を追求することで、訴訟主題・紛争主題（l'objet initial du litige, the original subject-matter of the dispute）を拡大する（élargir, widen）ことにある」[25]。

ここでいう‘拡大’が何を意味するのかは明確ではないが、少なくとも反訴

activités armées sur le territoire du cong, *supra* note 8, para. 29. なお、この点には仏法上の概念が影響を与えていると解される。*Voir* L. Salvadogo, (*La renaissance de la procédure des demandes reconventionnelles*), 32 Revue belge droit international (1999), at 245.

24 Affaire relative à la sentence arbitrale du 31 juillet 1989 (Guinée-bissau c. Sénégal), fond, arrêt du 12 novembre 1991, 1991 CIJ Rec. 57, para. 10; 74, para. 65; 75, para. 69(3). *See also* S. Rosenne, revisited, *supra* note 9, at 473.

25 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 256, para. 27.

請求が訴訟主題ないし紛争主題との関係で制限を受けることはわかる[26]。そうした制限の一つに、反訴の提起により、本訴で対象とされている「紛争」の性質が変わってしまう場合が考えられよう。ロゼンヌは、反訴が「付随手続」であるということから、反訴は係属「事件（case)」の存在を前提にし、その範囲内に関してのみ認められるとしてこれを肯定する[27]。また、庇護事件では、コロンビアが「新たな争点を提起し、訴訟の基礎を移動させる」反訴の受理不可能性を主張したことがある[28]。同事例においてはコロンビアが同事由を請求の直接的関連性が欠如している理由として援用し、裁判所も直接的関連性の問題としてこれを処理したため、この問題が反訴の「認識」次元の問題として裁判所に捉えられていると即断することはできないかもしれない。しかし、（本訴で提起された）紛争の変質が反訴の特性に起因する問題であり、反訴認識と密接な関係を持つことは疑い得ないであろう。こうした「紛争」の変質にかかる議論は、実際の判断に際して難しい問題[29]を生じさせるとはいえ、理論的には是認されうる立論ではある。なぜならば、紛争を変質させる新たな訴えは、それまでの審理を無駄にしかねない上に、管轄権の基礎にも疑義を生じさせるかもしれないからである。

以上より、反訴は、新請求つまりは本訴請求の棄却を超える請求の判断を裁判所に求める訴訟行為であるといえる。ただし、棄却判決に内在する請求は新請求ではないため反訴とはなりえず、紛争を変質させる請求は反訴の特性（紛

26　事項管轄権による反訴の限定も紛争主題の拡大に対する制限と考えられるが、管轄権に関する要件は本稿の検討対象を超える。ただ、事項管轄による制限は、応訴管轄により治癒すると考えられる点だけ指摘しておく。*See* S. Rosenne, law and practice 3rd Ed., *supra* note 9, at 1276.

27　S. Rosenne, revisited, *supra* note 9, at 458.

28　Affaire du droit d'asile (Colombie/Pérou), arrêt du 20 novembre 1950, 1950 CIJ Rec. 280.

29　例えば、どの「紛争」か（一応、原告の主張をもとに裁判所が構成する「紛争」と解するのが妥当であるように思われる。）という問題やどの程度で「変質」とみなしうるかといった問題があげられよう。

争主題の拡大）を逸脱するため反訴と見なしえない、と解される。これらは、（本訴）原告による「訴えの変更」に対する制約と対称をなすものとも考えられる[30]。

(2) 本訴請求との連結

反訴は本訴と“何らかの”関係を持つ必要があると指摘される。この点に関して、反訴と「認識」されるために不可欠な要素は見いだしうるのであろうか。ここでは、主張の次元での連結（a.）および事実の次元での連結（b.）を取り上げ、それぞれにつき裁判所の立場を明らかにしておく。

a．防御との一体性

ここで、防御（défense, defence）（抗弁 exception, objection [or affirmative defence]）[31] とは、反訴と異なる以下のような性質を持つ被告の主張であると考えられる。まず第一に、防御は、新たな請求としての部分（例えば原告の責任追及）を持たない主張であり、本訴請求の排斥のみを目指したものである。この点は、裁判所による反訴との区別で最も重点が置かれた性質

30 判決内在請求につき、プレアビヘア寺院事件（Case concerning the Temple of Preah Vihear (Cambodia *v.* Thailand), Merits, Judgment of 15 June 1962, 1962 ICJ Rep. 30）を参照。また、紛争の性質変化については、ベルギー商事会社事件（Société commerciale de Belgique (Belgique *c.* Grèce), arrêt du 15 juin 1939, CPJI (Ser. A/B) No. 78, at 173.）、ニカラグア事件（Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua *v.* United States of America), Jurisdiction and Admissibility, Judgment of 26 November 1984, 1984 ICJ Rep. 426-427, paras. 77-80.）、ナウル燐鉱地事件（Certaines terres à phosphates à Nauru (Nauru *c.* Australie), exceptions préliminares, arrêt du 26 juin 1992, 1992 CIJ Rec. 266-267, paras. 68-71.）を参照。

31 杉村他編『新法学辞典』327頁。「相手方の申立てや主張をただ否認するのではなく、この排斥を求めるために相容れない別個の事項を主張すること。防御の一種」。

である[32]。第二点目として、防御は本訴請求に依存している点が上げられる。つまり、反訴が本訴の却下・棄却とは関係なく別個独立した判断対象になるのに対し、防御は本訴の却下・棄却に伴って消滅するのである[33]。最後に、防御は被告の権利として主張でき、反訴が裁判所による制約（受理可能性の判断）を受けるのに対して、裁判所が防御を禁止する手続規範は存在しない[34]。

上記のような概念上の区別は理論上可能とはいえ、実際には反訴と防御を峻別することは必ずしも容易ではなく、反訴は防御であることを通じて本訴と連結関係をもつべき、とする考えが主張される。ここでの問題は、反訴は防御の延長線上としてしか認められないのか、つまり、反訴は防御としても機能する請求のみに限定されるか、ということにある。

この問題に関して、ジェノサイド条約適用事件においてウィーラマントリー判事は、本訴請求に対する防御として機能する請求が反訴であり、本訴請求の決定を伴わない新請求は反訴ではないと解する個別意見を付した[35]。学説上も、ガネやペグナ、ヌヴィル等はこれと同じ立場を採っているものと解される[36]。

こうした考え方は、規則の起草過程からは是認されうるものともいえる。

32 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 257, para. 29.

33 L. Savadogo, *supra* note 23, at 246-247. しかし、パネベジス鉄道事件では、（国内救済未完了を理由とした）本訴却下のため、反訴も未審査であった。*See supra* note 9.

34 裁判所は、防御の審理は本訴請求の決定に含まれるため、それには規則80条は適用されないと指摘した。Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 257, para. 28. *See also* H. Thirlway, *supra* note 6, at 206

35 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 289-291, (Vice-President Weeramantry, Dissenting Opinion).

36 R. Genet, 《*Les demandes reconventionnelles et la procédure de la C.P.J.I.*》, 19 Revue de droit international et de législation comparée, (1938), at 175; O. L. Pegna, *Counter-claims and Obligations* Erga Omnes *before the International Court of Justice*, 9 EJIL (1998), at 726; Y. Nouvel, 《*La receivabilité des demandes reconventionnelles devant la cour internationale de justice à la lumière de deux ordonnances récentes*》, XLIV Annuaire français de droit international (1998), at 328.

1922年の規則制定会議において、アンティロッチは、反訴が防御と見なされうる場合があるかという問いに対し、「それが、我々が反訴の訴えと呼ぶものである」[37] と回答しており、1934年でも「実際、反訴が防御に密接に結びつきうる」[38] との指摘を行っている。また、「形式的には請求であるが、実際には防御の性質を持つ反訴がありうる。」[39] との1922年の会議におけるフィンレイの指摘もある。

しかし、ここで検討すべきは、反訴が「防御として機能する」ことの意味内容であり、結局、反訴が防御的性格をもつかどうかの問題は、本訴請求に対する反訴請求の効果の問題に帰着すると考えられる。つまり、それは判例において指摘された「本訴に反撃する（riposte, react)」ことに如何なる意味を含めて解釈するかという問題なのである。

この問題に対しては、まず、本訴請求への反撃を「本訴請求を妨げるあるいはその効果を減ずる」効果を要すると解す立場がある。こうした主張は、ジェノサイド条約適用事件においてボスニア＝ヘルツェゴビナから主張されたものであり、上記の諸学説も同様の立場に立っているように思われる。他方、本訴請求への反撃に上記の効果までは要求しないと解す立場もあり、サールウェイは、ジェノサイド条約適用事件においてボスニア＝ヘルツェゴビナの主張を受け入れなかったことから、裁判所はそこまでの効果を要求していないように思える、と論じている[40]。この点、後者の立場をもって妥当と解すべきである。なぜならば、実行上、裁判所は（反訴）請求の「防御」的性格しいては「本訴請求への攻撃」の要素を反訴の定義に不可欠な要素とみなしてはいないといえるからである[41]。この要素は、裁判所における反訴概念に必然的に付随して反

37　PCIJ Ser. D, No. 2, 4th addendum, 262.
38　PCIJ Ser. D, No. 2, 3rd addendum, 106.
39　PCIJ Ser. D, No. 2, 3rd addendum, 108.
40　H. Thirlway, *supra* note 6, at 212.
41　*Voir* Application de la convention pour la prévention et la répression

訴と認識される請求を限定するようには機能しておらず、受理可能性の問題として「関連性」を検討する際に考慮されうるに過ぎない。したがって、裁判所においては防御として機能しない反訴も「反訴」と認識される、と結論付けられる。

b．事実の同一性

事実次元の問題としては、反訴請求がその基礎としている事実を媒介して本訴請求と連結しているべきであるとする考えがあり得る[42]。つまり、反訴請求が本訴請求の基礎としている事実に立脚している必要があるのか、そしてそれが反訴の概念上要求されるのかという問題である。これは、いわゆる"直接的"反訴と"間接的"反訴の区別をめぐる問題として一般に認識されてきたといえる[43]。従来、この区別は管轄権要件との関係で議論されてきたように思われるが、ここでは、反訴原告により本訴請求の基礎となる事実とは異なる事実が提起され、そうした新事実に基づいて請求が定立された場合に、当該請求が「反訴」とみなされるのかという点から問題を検討してみたい。

この問題は、ジェノサイド条約適用事件における一つの争点であった。ボスニア＝ヘルツェゴビナは、「ユーゴスラビアにより反訴として提出された事実は、本訴請求が基礎とする事実と全く異なって」おり、「それら事実のいずれか一方の検討は、他方の法的分析に何ら有益でなく、いなかる形でも何らその

du crime de génocide, *supra* note 5, at 257, para. 29; Les activités armées sur le territoire du congo, *supra* note 8, para. 29.

42 フロマジョー（H. Fromageot）は、反訴を「本訴請求が基礎とする事実に直接依存している請求」と定義していた。PCIJ Ser. D, 4th addendum, 264.

43 M. O. Hudson, The Permanent Court of International Justice, 1920-1942, (1943), at 292-293.（管轄権要件の適用を除外しうる事由の問題）、The Reserch in international law, Harvard law school, AJIL suppl. (1932), 490-493.

結果に影響を及ぼさない」、と論じた[44]。それに対しユーゴスラビアは、「本訴請求および反訴請求が基礎としている諸事実は、ボスニアにおける内戦という同じ紛争の事実であり、両請求が基礎とする全ての関連事実は、相互に関連している」[45] と論じ、さらに、「答弁書には・・・必要なときは、追加の事実・・・を記載する」と規定する規則49条2項を援用し、「反訴は本訴で提出された事実のみに限定されるという主張は、法の基礎を持たない」[46]と主張したのであった[47]。

また、油井やぐら事件でも、この問題に関連して、「請求の主題」との関連性[48]という文言を根拠に米国が以下のような主張を展開した。

「反訴は、(本訴) 請求それ自体ではなく、(本訴) 請求の主題と直接関係があらねばならない［強調原文］」のであり、「反訴が (本訴) 請求と表裏の関係にあること、あるいは両請求が同一の理論や事実に基づいていることは必要でない」[49]。

これらの事例において裁判所は、反訴原告 (本訴被告) により提出された新事実を基礎とした請求も「反訴」とみなしていたことから[50]、裁判所における「反訴」はいわゆる「直接的反訴」に限定されてはいないと考えられる。

44 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 252, para. 11.

45 *Id.*, 254, para. 18.

46 *Id.*, 256, para. 23.

47 ロゼンヌも、文言解釈から反訴が基礎とする事実は答弁書で提起される事実を含むと解する。 *See* S. Rosenne, revisited, *supra* note 9, at 458.

48 なお、「主題 (subject-matter)」の語は、1946年改正の際に追加修正された。

49 Oil Platforms, *supra* note 9, at 200-201, para. 23.

50 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 258, para. 34; Oil Platforms, *supra* note 9, at 205, para. 38.

ところで、そうした新事実の提出は無制限に許容されているわけでもなく、一定の枠内においてのみ裁判所により考慮されているようにも思われる。このことを、ベッカーは、「反訴の要件（管轄権要件および直接的関連性要件）を充足する限り、本訴被告は本訴原告が依拠する事実とは異なる新たな事実を提出できる」と指摘するし[51]、サレルノは、「裁判所は本訴請求において示された事実とは異なる事実をも検討してきた」と述べつつ、反訴により提出されるそうした事実は常に同じ紛争と結びついており、本訴が関係する "同じ事実複合体" に内在する事実と性格付けられてきたと指摘する[52]。つまり、新事実を基礎とした反訴が受理されるかは、直接的関連性、とりわけ後述する事実上の関連性の問題と密接な関係にあるといえるのである。

以上より、反訴が基礎とする事実は、本訴のそれと同一である必要はなく、いわゆる「間接的反訴」も反訴と認識されうると解される。しかし、新事実を基礎とする反訴が裁判所により受理されるかは、裁判所による直接的関連性の認定に依存しているものと考える。

本章の分析から、以下の点が確認されよう。まず、本訴被告により提起される訴えが本訴請求の棄却を超える請求を含む場合、当該請求は「反訴」と認識されうるということである[53]。そして、"反訴か否か" の判断に際し、本訴請

51 P. Bekker, *New ICJ jurisprudence on counterclaims-interpretation of Article 80 of Rules of Court*, 92 AJIL (1998), at 511, *esp.* note 8.

52 F. Salerno, (*La demande reconventionnelle dans la procédure de la cour internationale de justice*), 103 RGDIP (1999), at 358.

53 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 257, para. 29; Frontière terretre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria, *supra* note 9, at 985; Les activités armées sur le territoire du congo, *supra* note 8, para. 29. なお、油井やぐら事件においては、「イランは、米国の請求が防御としてではなく、規則80条の意味における『反訴』として提起されたことを争っていない」として、この点の言及はなされていない。Oil Platforms, *supra* note 9, at 203, para. 32.

求との連結は実際的効果を持たない。したがって、反訴における請求の関連性は、受理可能性の問題として議論すれば十分である。

二　反訴の受理可能性――直接的関連性の認定

本訴被告による請求が反訴として裁判所に受理されうるかは、それが本訴請求の棄却を超える請求として定式化されている限り、反訴原告（本訴被告）による当該新請求と本訴原告（反訴被告）による請求との間に関連性が認められるか、つまりは裁判所による両請求の「直接的関連性」認定の問題に収斂する。この点につきロゼンヌは、「反訴の受理可能性に関する法的問題は、常に、当該事件の文脈での『関連性』が何を意味するか、そして反訴請求がその要件を満たすかということである。」といい[54]、さらに、反訴が管轄権内にあることを確認し、そうした後にのみ関連性の観点から受理の検討に進むという近年の実行から「受理可能性は、反訴が他方当事者の請求との直接的関連を持つことを意味する」と指摘する[55]。

本章では、裁判所による反訴の受理可能性の問題として直接的関連性の認定を検討する。このことによって、請求の関連性の判断に際して裁判所が考慮する要素を明らかにしたい。それでは、規則を概観して問題の所在を確認した後、判例の分析を通して裁判所の実行を位置づけることにしよう。

(一)　国際司法裁判所規則

「直接的関連性」の要件は、実行を反映しつつ、1936年規則から明文上導入されたものであり[56]、「他方の当事者の請求の主題と直接関係があ」るとい

54　S. Rosenne, revisited, *supra* note 9, at 458.

55　S. Rosenne, *The International Court of Justice: Revision of Article 79 and 80 of the Rules of Court*, 14 LJIL (2001), at 85.

56　同要件の起草過程に関しては、H. Thirlway, *supra* note 6, at 203-208; S.

う文言で現行規則上は規定されている[57]。それでは、直接的関連性の認定について、その主体と客体の両面から問題の所在を確認しておきたい。

まず、直接的関連性を認定し反訴の受理を決定する主体であるが、78年規則は、文言上、不明確な点を残していたといえる。同規則80条1項は「反訴は、・・・提出することができる」と述べ、3項にて「関連性に疑義が生じた場合には、・・・裁判所が原手続への併合の是非を決定する。」と規定されており、誰の疑義か（当事者か裁判所か）、また、疑義がなければ自動的に受理されるのか、等については必ずしも明らかではなかった。しかし、これらの問題については、裁判所における近年の実行により解決されていったといえる。まず、ジェノサイド条約適用事件で、裁判所は直接的関連性の認定が自らの裁量事項に専属することを確認し[58]、続くカメルーン対ナイジェリア事件では、本訴原告（反訴被告）の異議がなくともこの点につき職権審査を行ったのであった[59]。こうした実行を踏まえて、現行規則（2000年修正規則）は、裁判所の認定権を明確に規定するに至ったのであり[60]、現在、関連性認定の主体に関して問題はない。

他方、客体に関して、文言上明らかでない問題は「直接的関連性の基準」である。この問題に関して、規則の文言に何らかの手がかりをみいだすことは不可能であり、起草過程においても裁判所の実行に委ねられた問題とされていた

Rosenne, revisited, *supra* note 9, at 463-465を参照。

57　1978年改正の際、「請求訴状（requête, application）の主題」から「他方の当事者の請求（demande, claim）の主題」へと文言の変更がなされた。この「他方の当事者」という用語は、いわゆる「枠組み合意」の事例における実質的な原告－被告関係を包含するのであり、これによって反訴の適用範囲が一方的提訴の事例に限定されないことになったのである。*See* S. Rosenne, *supra* note 55, at 85.

58　Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 249-251, para. 33.

59　Frontière terretre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria, *supra* note 9, at 985. モロッコにおける米国民の権利事件における対応と比較せよ。

60　裁判所規則第80条1項および3項。*See supra* note 4.

のであった[61]。この問題につき、学説上、二つの対立する考え方が存在しているといえる。一つには、内在的関連説といいうる考えであり、反訴請求と本訴請求との関係に何らかの内在的関連が必要であると説く[62]。他方、サールウェイは、実際上の便宜（paractical convenience）を根拠として関連性を認定しうると解しており、便宜説ともいいうる考え方に立っている[63]。上記二つの考え方は、関連性の基準を考える際、いずれも論理的には採りうる説である。しかし、問題は現在の裁判所の立場であり、裁判所が如何にして関連性を認定しているのかにある。したがって、実証的手がかりを得るためには近年の裁判所による実行を検討する必要がある。

61 *See* PCIJ Ser. D, No.2, 3rd addendum, 781. *See also* M. Scerni, (*La procédure de la cour permanente de justice internationale*), Recueil des Cours, III (1938), at 645.

62 例えば、ペグナは、反訴請求が本訴請求と全く「同一の」事実を基礎にすることを基準として挙げる。*See* O. L. Pegna, *supra* note 36, at 734. また、油井やぐら事件において小田判事は、「（ジェノサイド事件では、）（本訴）被告により反訴として提起された問題と（本訴）原告の（紛争）主題は、各反訴請求に含まれている法的問題の慎重な検討なしにはその直接的関連性が決定できないほどに連結（interlink）していた。」と指摘している。Oil Platforms, *supra* note 9, at 215-216, para. 9, (Judge Oda, Separate Opinion). ちなみに、コンゴ事件では、この問題が請求内容の次元ではなく、「法的議論」次元での問題としても再構成されていた。Les activités armées sur le territoire du congo, *supra* note 8, para. 10. 加えて、コンゴは、コンゴ建国以前の時期に関する反訴請求および請求訴状提出以後に生じた事実に基づく反訴請求について、ウガンダがそれら反訴請求と防御の関連性を示していないとも主張していた。(*See id.*, para. 12.) これらの主張に対してウガンダは、反訴と防御が密接に関連していることを反訴の受理要件と見なすコンゴの主張は学説あるいは判例のいずれによっても支持されない、と反論していた。(*See id.*, para. 19.) 上記の問題に関して裁判所は、ウガンダの主張を認容した。(*See id.*, para. 38.)

63 H. Thirlway, *supra* note 6, at 219.

(二) 国際司法裁判所判例[64]

まず、本稿で検討する各事件の概要をみておこう[65]。まずは、ジェノサイド条約適用事件[66]である。本件は、1993年3月20日、ボスニア＝ヘルツェゴビナがユーゴスラビアに対して同国のジェノサイド条約違反の確認およびそれに伴う賠償を求めて、同条約9条を管轄権の基礎に援用して裁判所へ提訴した事件である。仮保全措置命令（二回）[67]と先決的抗弁に対する判決[68]を経た後、ユーゴスラビアがボスニア＝ヘルツェゴビナによるジェノサイド条約違反の認定等を求める請求を含んだ答弁書を1997年7月22日に提出するに至る。ユーゴスラビアの申立ては、①ムスリムおよびクロアチア人につき、ジェノサイド条約上の義務違反の事実はないこと②原告の主張するジェノサイド行為はユーゴスラビアに帰属しえないこと③ボスニア＝ヘルツェゴビナ領域内のセルブ人に対するジェノサイド行為等につきボスニア＝ヘルツェゴビナに責任があること④関係者を処罰すること⑤ボスニア＝ヘルツェゴビナは再発防止のために必

64 なお、これら諸事件には1978年規則の規定が適用された。しかし、本稿で論ずる直接的関連性の基準に関しては、2000年修正規則も同内容であり、文言上明確になった部分はない。

65 本稿は、反訴に関する手続上の問題全てを扱うわけではないので、直接的関連性の問題以外の手続的発展についての事実は割愛する。ちなみに、そうしたものの一つに「両当事者の聴取」の解釈があるが、裁判所は口頭弁論ではなく文書提出をもって十分と判断した。この問題については、S. Rosenne, *Controlling Interloctory Aspects of Proceedings in the International Court of Justice*, 94 AJIL (2000), at 309を参照。

66 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 249-251, para. 5.

67 Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, Provisional Measures, Order of 8 April 1993, 1993 ICJ Rep. 3; Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, Provisional Measures, Order of 13 September 1993, 1993 ICJ Rep. 325.

68 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide (Bosnie-Herzégovine *c.* Yougoslavie), exceptions préliminaires, arrêt du 11 septembre 1996, 1996 CIJ Rec. 595.

要な措置を執ること⑥義務違反に伴う賠償を支払うこと、を裁判所に求めるものであった[69]。

続く油井やぐら事件[70]は、1992年12月2日、1987年から1988年にかけての米国海軍によるイラン油井やぐらの破壊に関して、1955年の米国・イラン間の友好・経済関係及び領事条約（1955年条約）第21条2項に基づいてイランが米国を提訴した事件である。1996年12月12日の判決で管轄権が確認された後[71]、1997年6月23日に米国は「答弁書及び反訴」と題する答弁書を提出した。同答弁書の第四部では事実背景および規則条80条に基づく反訴の受理可能性（管轄権及び直接的関連性）が論じてられており、答弁書末の申立ては、1987年から1988年にかけてのイランによる船舶への攻撃・湾岸における機雷敷設・軍事活動の従事が、1955年条約第10条違反であることの確認およびそれに伴うイランの賠償責任の宣言を裁判所に求める内容を反訴として掲げていた[72]。

三件目のカメルーンとナイジェリアの領土及び海洋境界事件[73]（カメルーン対ナイジェリア事件）は、バカシ半島の主権および海洋境界画定につき[74]、

69 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 249-251, para. 5. なお、本反訴請求は、2001年にユーゴスラビアにより撤回された。Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide (Bosnie-Herzégovine *c.* Yougoslavie), ordonnance du 10 septembre 2001 (the text is available at the Court's website).

70 Oil Platforms, *supra* note 9, at 190.

71 裁判所は、1995年条約第21条2項に基づき、同条約第10条1項の下でイランが提起した請求を判断する管轄権を有すると確認した。Plates-formes pétrolières (République islamique d'Iran *c.* Etats-Unis d'Amérique), exceptions préliminaire, arrêt du 12 décembre 1996, 1996 CIJ Rec. 821, para. 55.

72 Oil Platforms, *supra* note 9, at 192-193, para. 4.

73 Frontière terretre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria, *supra* note 9, at 983.

74 1994年6月6日の追加請求訴状により、チャド湖地域のカメルーン領域の主権をめぐる紛争まで訴訟主題が拡大された。*Voir* Frontière terretre et maritime

1994年3月29日にカメルーンが選択条項に基づいてナイジェリアを提訴した事件である。仮保全措置[75]が指示され、先決的抗弁判決[76]および同判決の解釈請求[77]を経て管轄権が確認された後、ナイジェリアから反訴を含んだ答弁書が提出された。答弁書中でナイジェリアは、カメルーンの訴答書面は国境沿いでの『事件』に言及しつつナイジェリアの責任を問題としてきたと主張し、国境沿いでの問題はカメルーンに責があり、カメルーンが国家責任にかかる請求を提出する限り当事者平等の観点から反訴を提起するという。具体的には、カメルーンの責任とそれに伴う賠償の宣言が各国境部分の問題を扱う箇所の各末尾に掲げられており、答弁書中の申立てにも「反訴として各請求に関するカメルーンのナイジェリアに対する責任と賠償額につき判断し宣言すること」が含まれていた[78]。

最後に、コンゴ領域における軍事活動事件[79]（コンゴ対ウガンダ事件）は、コンゴ民主共和国がウガンダによる「軍事侵略」行為に関して、選択条項に基づいて提訴した事件である（1999年7月23日）。コンゴの要請した内容の仮保

entre le Cameroun et le Nigéria (Cameroun c. Nigéria), ordonnance du 16 juin 1994, 1994 CIJ Rec. 105.

75 Frontière terretre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria (Cameroun c. Nigéria), mesures conservatoires, ordonnance du 15 mars 1996, 1996 CIJ Rec. 13.

76 Frontière terretre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria (Cameroun c. Nigéria), exceptions préliminaires, arrêt du 11 juin 1998, 1998 CIJ Rec. 275.

77 Demande en interpretation de l'arrêt du 11 juin 1998 en l'affaire de la Frontière terretre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria (Cameroun c. Nigéria), exceptions préliminaires (Cameroun c. Nigéria), arrêt du 25 mars 1999.

78 なお、本件における反訴請求は、立証が不十分であるという理由により本案段階では棄却された。Frontière terretre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria (Cameroun c. Nigéria; Guinee equatoriale (intervenant)), arrêt du 10 octobre 2002, (the text is available at the Court's website), paras. 324 and 325, V (E).

79 Les activités armées sur le territoire du congo, *supra* note 8.

全措置が裁判所により指示された後、コンゴは申述書において、①コンゴに対する軍事・準軍事活動に従事、コンゴ領域の占拠、および非正規軍への援助による、武力不行使や不干渉等の条約上および慣習法上の諸原則違反、②天然資源の違法な開発による国家主権等の条約上および慣習法上の諸原則違反、および③コンゴ国民に対する殺人等の抑圧行為による人権尊重・確保義務等の条約上および慣習法上の諸原則違反、をウガンダが行ったことの宣言ならびに④以上の義務違反に鑑み、違法行為の終了や賠償等をウガンダに求める申立てを裁判所に提起した。それに対し、ウガンダは2001年4月20日に答弁書を提出した。答弁書中「第18章　C. 反訴」において、ウガンダは以下の慣習法上の義務違反の責任をコンゴが負うことの宣言を求めた。①ウガンダに対して武力を行使しない義務②ウガンダの国内事項に干渉しない義務③ウガンダ内であるいはウガンダに対して軍事および準軍事活動に従事する武装集団に援助を与えない義務。さらに、同章には「D. コンゴによる侵略の例」、「E. ウガンダ大使館に対する攻撃ならびに外交職員およびウガンダ国民に対する非人道的取り扱い」および「F. コンゴによるルサカ合意[停戦合意（1999年7月10日締結）]上の義務違反」が含まれていた。そして、答弁書における申立てでは、「(c) 本答弁書第18章に提示された反訴が是認されること、を国際法に従って審理し宣言すること」を裁判所に求めたのである。裁判所は、検討に際して、ウガンダの反訴を①ウガンダに対するコンゴの侵略行為②ウガンダ大使館および外交官ならびにウガンダ国民に対するコンゴの攻撃③コンゴのルサカ合意違反、それぞれに基づく請求に再構成した[80]。

上記の全事件において、裁判所は本訴請求と反訴請求との直接的関連性を認定し、反訴を原手続に併合するものとして受理した[81]。そして、裁判所は直接

80 *Id.*, para. 37.

81 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 260, para. 43 (A) ; Oil Platforms,

的関連性の認定にあたり、以下のような一般規則の定式化を行っているのであった。

「国際司法裁判所規則は、『直接的関連』によって何が意味されるのかを定義していない。各事件の特殊な側面を考慮しつつ、反訴請求を本訴請求に関連付ける絆が十分であるかをその裁量で判断することは裁判所の任務である。一般規則として、両請求の関連の程度は事実上かつ法上において評価されねばならない。」[82]

それでは、具体的事件において、いかなる事実上および法上の関連をもって裁判所は直接的関連性を認めたのだろうか。以下、「事実上」の関連性と「法上」の関連性に大別して、それぞれ検討する。

supra note 9, at 206, para. 46 (A); Frontière terretre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria, *supra* note 9, at 986; Les activités armées sur le territoire du congo, *supra* note 8, para. 51 (A)(1) and (2).

ただし、ジェノサイド条約適用事件では、文言上、①と②の請求が含まれているか不明確であるが、傍論から反訴としては却下されたものと解するのが妥当であろう。Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 257 para. 29. また、コンゴ対ウガンダ事件では、ルサカ合意に基づく反訴は却下された。Les activités armées sur le territoire du congo, *supra* note 8, para. 51 (A)(3)（本文後述 (1) c. 及び (2) 参照）。

82 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 258 para. 33; Oil Platforms, *supra* note 9, at 204-205, para. 37. なお、コンゴ対ウガンダ事件における命令では、「その裁量で（souverainement, in its sole discretion）」の文言が脱漏している。*Voir* Les activités armées sur le territoire du congo, *supra* note 8, para. 36. カメルーン対ナイジェリア事件では定式自体が明示されていないが、命令中の立論からは同定式に依拠しているものと解される。

(1) 事実上の関連性

裁判所によれば、「事実上の関連性」は、各請求（本訴請求および反訴請求）が同じ性質の事実に基づいているのか、換言すれば、各請求の基礎となる諸事実が同じ事実複合体（un même ensemble factual complexe, the same factual complex）を構成しているのか、を基準とする[83]。以下では、事実の性質、つまりは事実複合体を判断する要素を経験的に判例から抽出してみたい。

a．「場所」の要素

まず、事実複合体の構成要素として、「場所」の要素があげられる。つまり、本訴請求および反訴請求がそれぞれの基礎としている事実が 同じ場所で起こった' ということをもって、同じ事実複合体をなし、「同じ性質」を持つとみるのである。

実行上、ジェノサイド条約適用事件で「ボスニア＝ヘルツェゴビナ領域（le territoire de la Bosnie-Herzégovine）」[84] が同じ事実複合体と判断する要素として指摘され、油井やぐら事件でも「（ペルシャ）湾岸地域（the Gulf）」[85]が同じ性質の事実と判断する一事由とされた。カメルーン対ナイジェリア事件では「両国の国境線沿い（le long de la frontière entre les deux Etats）」[86] がそうしたものとしてあげられた。これらの認定からは、場所の要素が一判断基準をなしてきたことを示している。しかし、必ずしも特定的な「場所」が言

83 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 258, para. 34; Oil Platforms, *supra* note 9, at 205, para. 38; Frontière terretre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria, *supra* note 9, at 985; Les activités armées sur le territoire du congo, *supra* note 8, paras. 38, 40 and 42.

84 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 258, para. 34.

85 Oil Platforms, *supra* note 9, at 205, para. 38.

86 Frontière terretre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria, *supra* note 9, at 985 .

及されているわけではなく、その意味する幅は広い。

さらに、コンゴ対ウガンダ事件では、本件の関係する場所がコンゴ領域であることに疑いがないにもかかわらず[87]、命令中にはこの点についての明示はなく[88]、裁判所が同要素にどの程度の重要性を認めたのか明らかではない。

b.「時間」の要素

「時間」の要素も裁判所により指摘されてきたものの一つである。これは、本訴請求および反訴請求がそれぞれの基礎としている事実が、'同じ期間内に起こった' ことを意味するものである。

ジェノサイド条約適用事件および油井やぐら事件では、申立てられた諸事実が「同じ期間（au cours de la même pèriode, during the same period）」[89]に起こったことを一理由として、両当事国の請求が同じ事実複合体を構成しているとした。

しかし、カメルーン対ナイジェリア事件では、両当事国の請求が同じ性質の事実に基づいていることを認定する際に、こうした時間的要件は明示されておらず[90]、同要素は全く考慮されなかったようにみえる。

また、コンゴ対ウガンダ事件では、各反訴請求毎に微妙に異なる取り扱いを行ったのであった。二つ目の請求（ウガンダ大使館および外交官ならびにウガンダ国民に対するコンゴの攻撃）については、「ウガンダによるコンゴ領域へ

87 ちなみに、ウガンダは、二点目の請求につき、争点となる行動がコンゴ領域で起こったことを指摘している。Les activités armées sur le territoire du congo, *supra* note 8, para. 22.

88 Les activités armées sur le territoire du congo, *id.*, paras. 38 and 40.

89 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 258, para. 34; Oil Platforms, *supra* note 9, at 205, para. 38.

90 Frontière terretre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria, *supra* note 9, at 985.

の侵攻直後の1998年8月」[91]と述べて、各当事国が問題としている諸行為が時間的に近接していることを裁判所は指摘した。しかし、一つ目の請求（ウガンダに対するコンゴの侵略行為）については、請求の基礎となる事実が共通にしている期間を超える部分の反訴請求をも認容したのである[92]。その際、裁判所は、「ウガンダの反訴請求は、コンゴの本訴請求により取り扱われているよりも長い期間に及んでいるが、それにもかかわらず、両請求は、1994年以来、様々な形態や強度で、両国間に存在する抗争（un conflit, a conflict）に関係している。[強調筆者]」[93]として、両請求が同じ事実複合体を構成すると認定したのであった。

c．「抗争」の性格

コンゴ対ウガンダ事件では、当該「抗争（un conflit, a conflict）[94]」の性格が事実上の関連性を認定するにあたり、裁判所の判断に大きく影響しているように思える。

それは、三つ目の反訴請求（ルサカ合意違反）に関して明らかであろう。コンゴは、コンゴの侵略行為とコンゴの国内対話の問題は異なること、および後者が提訴時に存在しなかった問題でもあることを主張し、直接的関連性の観点から反訴の受理可能性を争った[95]。これに対しウガンダは、ルサカ合意がコンゴの請求訴状および申述書で挙げられた争点と同じ争点に向けられていること、

91　Les activités armées sur le territoire du congo, *supra* note 8, para. 40.
92　*Id.*, para. 39.
93　*Id.*, para. 38.
94　「抗争」という訳語は、廣瀬和子（「冷戦後世界における紛争の多様化と秩序形成のメカニズム」『日本と国際法の100年　第9巻　紛争の解決』1－3頁）によった。廣瀬は、抗争を「『争い』の実態」あるいは「実体的な衝突、矛盾、不可両立性、対立そのもの」と定義する。なお、同用語法によれば、本件の場合は「武力抗争」と言う方がより正確であるかもしれない。
95　Les activités armées sur le territoire du congo, *supra* note 8, para. 14.

および同合意が本訴請求の主題であるコンゴにおける武力抗争を終結させるための包括的な公序システムの確立するものであることを指摘しつつ、コンゴの申述書における申立てを解釈することによって関連性を確立しようとした[96]。この問題について、裁判所は以下のように述べて、事実上の関連性を否認したのであった。

「ウガンダの反訴（コンゴのルサカ合意違反）は、多辺的に合意された停戦合意における抗争解決の手段に関係しており、コンゴの請求が依拠するウガンダの責に帰する抗争中に生じた行為に関係する事実とは性質が異なる［強調原文］」[97]

裁判所は抗争解決過程での問題と抗争中に生じた問題とを峻別したのであり、これが、三つ目の反訴請求において事実上の関連性を否認した決定的理由であったと解される。

さらに、ルサカ合意違反とは区別される「両国間に存在する抗争」について、他の二つの反訴請求においても、その性格が直接的関連性の基準つまりは「事実複合体」の判断に影響を与えたように思える。

まず、本件において最も主要な争点である一つ目の反訴請求（武力行使および武装集団への援助に関する問題）については、抗争の性格が時間的要件を緩和する理由とされたのであった。同反訴に関して、コンゴは時期毎に抗争を区分し、それらをそれぞれ別個のものとして法的にとらえようとしていたのに対し[98]、ウガンダは、「1994年から現在まで、違法な武力行使は継続的に中断されることはなかった」と主張していた[99]。つまり、ここでの問題は、両請求

96 *Id.*, para. 23.
97 *Id.*, para. 42.
98 *Id.*, paras. 9 and 12.
99 *Id.*, paras. 20-21.

(本訴および反訴) が同じ性質を持つかどうかではなく、本件の訴訟主題が継続する一個の抗争とみなしえるか、という抗争の時間的範囲の問題であったといえる[100]。この問題に対し、裁判所は「両請求（本訴および反訴）は、1994年以来、両国間に存在する抗争に関係している」と述べて、両国間の紛争事実関係を一個の抗争として把握することで時間的要件の拡大を正当化したのである[101]。

また、二つ目の反訴請求（外交機関への攻撃）についても、抗争の内容的範囲の問題としてその性格に焦点が当てられたと考える。コンゴはこの点に関し、キンシャサにおけるウガンダの大使館・財産・外交官に対する攻撃（反訴）と侵略や継続的占領、違法な天然資源の開発および住民の基本的権利に対する大規模侵害（本訴）は、同時期に起こったが別個の問題であると主張していた[102]。これに対しウガンダは、コンゴの請求訴状には「コンゴ民主共和国は、1998年8月2日の領域侵犯以来被っており、それから生じるあらゆる行為を伴う『武力侵略』に関する事件を提起する[強調原文]」と述べられている点を指摘し、当該事件は同じ時期に同じ場所で起きたため、訴訟主題に含みうると論じたのである[103]。ここには、訴訟主題をなす「紛争」を如何に構成するのか、つまりその範囲を如何に設定するのか、という問題がある。

この点につき裁判所は、「各当事国は、違法な武力行使に伴う様々な抑圧行為について他方当事者の責任を主張している[強調筆者]」として、これらは同じ性質の事実であり、一つ目の請求と同じ事実複合体を構成すると認定したのであった[104]。つまり裁判所は、本訴原告（コンゴ）により定立された訴訟主題を拡大的に捉えることにより「一個の抗争」を想定したのであり、外交機関

100 *Id.*, para. 38.
101 *Id.*, para. 38.
102 *Id.*, para. 13.
103 *Id.*, para. 22.
104 *Id.*, para. 40.

への攻撃もそうした両国間の違法な武力行使に関わる抗争の一部とみなして当該法的紛争を訴訟の場に取り込むという方策を採ったのである。こうした裁判所の判断に対して、特任判事ファーホーヴェンは、その宣言において「キンシャサにおけるウガンダ外交機関への攻撃は、コンゴ領域への武力侵略およびその違法な占領に関する問題の解明には役立たない」と述べ、「同攻撃が抗争の多面的な歴史の一部であるという単なる事実では、反訴の受理を正当化するのに十分でない」と批判している[105]。また、サールウェイも本件と同種の仮定的問題において、「同じ領域において同時期に起こった事実のみでは、それが『事実複合体の一部』をなすというには不十分であるに相違ない」と指摘しており、この主張は本件にも当てはめて考えることができよう[106]。確かに、本反訴は法的紛争として本訴と別個に構成しうる主題であり、法論理的には両「紛争」を一体のものとして一個の訴訟手続で処理する必然性はない。結局、批判は、事実が場所的・時間的に同じであることのみをもって関連性を認める裁判所の政策的判断の是非に向けられているのであり、裁判所が「抗争」概念を通じて「事実複合体」を捉える判断を政策的になしたことは明らかであろう。

【評価】

「事実複合体」の判断に際して依拠される「時間」や「場所」という要素は、裁判所によるその認定内容に事件毎の幅がありうるが、それ自体は比較的客観的なもののように思える。他方、「抗争」の性格は、上記二要素に比して主観性を帯びており、特に一個とみなされる抗争は、裁判所による「事実複合体」の把握に決定的な影響を与えうる。これは、裁判所が認定する「抗争」が、法学的に構成される概念（「紛争」）ではなく、社会学的に構成されたものであるということを意味していると考える。したがって、この要素は訴外の紛争事実

105 *Id.*, (Judge *ad hoc* Verhoeven, Declaration)
106 H. Thirlway, *supra* note 6, at 217.

関係に対する裁判所の見解や評価を直接に反映するといえよう。

ところで、事実上の関連性につき、内在的関連とみなしうる基準も判例中には見られる。それは、反訴が基礎としている事実と防御（抗弁）が基礎としている事実が同一である、というものである。これは直接的関連性の根拠として、ジェノサイド条約適用事件でユーゴスラビアが[107]、油井やぐら事件でも米国が主張した[108]基準であり、裁判所も各事件においてこの点に言及しているのであった[109]。しかし、同基準は、本訴請求と防御の関連性を前提としており、請求間の関連ではないように思われる。加えて、補足的に援用されていること[110]およびその後の事件では全く検討されていないこと[111]から、同基準は「事実複合体」の基準に比して二次的な位置しか占めていないと考える。

以上より、実行上、裁判所は、事実上の関連性の認定について、時間や場所、抗争の性格といった反訴請求の外在的要素に基づく基準によってその関連性を判断しているといえる。しかも、裁判所は、時間や場所の要素に決定的な重要性を与えているわけではなく、抗争の性格付けによっては、訴訟主題が時間的・内容的に広範な事実を含むものとして構成されうるのである。つまり、裁判所

107 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 255, para. 20.

108 Oil Platforms, *supra* note 9, at 201, para. 24.

109 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 258, para. 34; Oil Platforms, *supra* note 9, at 205, para. 38. ジェノサイド条約適用事件では、「同一（identique, identical）」事実という強い表現が使用されていたが、油井やぐら事件では「同じ（same, même）」という表現が使用された点に文言上相違がある。なお、ジェノサイド条約適用事件につき、「同一」の用語は厳密さに欠けるとの指摘もある。*See* H. Thirlway, *supra* note 6, at 217.

110 "en outre"（仏）ないし"moreover"（英）が挿入されていることから推測される。

111 Frontière terretre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria, *supra* note 9, at 985; Les activités armées sur le territoire du congo, *supra* note 8, paras. 38 and 40.

は広範な裁量のもと、事実の全体的評価を前提として政策的に事実上の関連性を認定していると解される。

(2) 法上の関連性

次に、法上の関連性であるが、裁判所によれば、これは「法的に同じ目的(le même but juridique, the same legal aim)を追求」しているかどうかの問題であるとされる。実行上、ジェノサイド条約適用事件では、反訴請求および本訴請求により、両当事国が「ジェノサイド条約違反に関する法的責任の確定」を追求していることを法的に同じ目的を追求していると認定した[112]。また、油井やぐら事件でも、「1955年条約違反に関する法的責任の確定」が同じ法的目的の追求とみなされた[113]。

コンゴ対ウガンダ事件では、一つ目の請求(ウガンダに対するコンゴの侵略行為)につき、「武力不行使原則(国連憲章第2条4項および慣習法)ならびに内政不干渉原則の違反に基づく法的責任の確定」を[114]、二つ目の請求(ウガンダ大使館および外交官ならびにウガンダ国民に対するコンゴの攻撃)につき、「違法な武力行使に関連する、人及び財産の保護に関する条約上および慣習法上の諸規則の違反による責任の確定」を[115]、法的に同じ目的を追求している理由として「法上の」関連性を認定した。しかし、三つ目の請求(コンゴのルサカ合意違反)に関しては、以下のように述べて、法上の関連性を認めなかった。

「コンゴがパラグラフ38で言及した諸規則[武力行使禁止および内政不干

112 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 249-251, para. 35.
113 Oil Platforms, *supra* note 9, at 205, para. 38.
114 Les activités armées sur le territoire du congo, *supra* note 8, para. 38.
115 *Id.*, para. 40.

渉］の違反に基づくウガンダの責任の確立を求めているのに対し、ウガンダはルサカ合意の特定条項の違反に基づくコンゴの責任の確立を求めている」。[116]

つまり、裁判所は責任発生の根拠法が違うことをもって、法的に同じ目的を追求していないと認定したのである。

【評価】

以上の諸判例からは、「法的に同じ目的」の追求の基準は、「同一法規の違反」の主張を、一応は意味すると解しうる。また、原告による適用法の特定は、管轄権との関係で反訴を制限しうることが示唆される。つまり、本訴の事項管轄権内においてのみ反訴が許容されうるのであり、このことは、反訴を1995年条約第10条1項に関するものに限定した油井やぐら事件から明らかであろう[117]。

なお、カメルーン対ナイジェリア事件では、「法的責任の確定とそれに伴う賠償の決定」が、「同じ法目的追求」の根拠とされたが、同一法規違反の主張という点から不明確な点を残している。なぜならば、ここでいう「法的責任」は、「武力行使に起因する法的責任」と解さざるえないが、両当事国はこの点についての適用法を必ずしも明らかにしてはいないからである[118]。しかし、この点については、「裁判所は法を知る（*jura novit curia*）」の原則で補完されたと解するのが妥当であろう[119]。さらに、本訴の事項管轄による反訴の制

116 *Id.*, para. 42.

117 Oil Platforms, *supra* note 9, at 204, para. 36. *Voir aussi* F. Salerno, *supra* note 52, at 366.

118 原告は「国際法及び慣習国際法の義務」または「条約上及び慣習法上の義務」とだけ述べ、また、被告によるこうした言及はない。*Voir* La requête et le memoire par Cameroun.

119 命令の文言も「各当事国の請求が、同じ法的目的を追求している」と述べており、他の判例（「両当事国が」）とは主語が微妙に異なっている。Frontière terretre et

限に関しても、請求訴状中の申立て(c)、追加請求訴状中の申立て(c)、仮保全措置の指示要請、および申述書中の申立て(c)を通して、原告（カメルーン）により定立される紛争主題が国境沿いの武力行使に関わる問題を含みうるものであったため、同問題は選択条項に基づく事項管轄権に含まれているとの判断が裁判所にはあると考えられる。

おわりに

以上の検討から、まず、国際司法裁判所での反訴は「係属中の訴訟手続内において、本訴被告が本訴原告に対して、本訴請求の棄却を超える請求を答弁書中で申立てる行為」であると定義され、請求自体についての連結は、ある請求を反訴とみなすか否かとは無関係であるといえる。結局、それは受理可能性段階における反訴請求と本訴請求の「直接的関連性」要件に集約されるのである。

そして、実行上、反訴受理の要件である「直接的」関連性は、本訴請求と反訴請求が「十分に」関連しているかを裁判所が事実上および法上において評価することによって判断されてきた[120]。この認定権は裁判所の裁量事項として確立しており、関連性の内容は事件の個別的かつ全体的評価による。その際、請求間の内在的関連は必ずしも必要ではなく、裁判所の政策的判断で関連性を認定することが可能であると考える[121]。

maritime entre le Cameroun et le Nigéria, *supra* note 9, at 985.

120 認定に際して関連性の二要素（事実上・法上）が必ずしも必要ではないと主張する学説（*voir* F. Salerno, *supra* note 52, at 349.）もあるが、実行上、裁判所は両要素を常に検討してその両方を認定するか否定するかしており、必ずしも単一の要素だけで十分と判断しているかは明らかではない。

121 なお、訴訟参加につき、こうした政策的判断の介在を否認した例もあり、関連性の評価という点から一般にこうした裁量が認められるわけではない。*See* Continental Shelf (Tunisia/Libyan Arab Jamahiriya), Application to Intervene, Judgment of 14 April 1981, 1981 ICJ Rep. 12, para. 17.

さらに具体的に裁判所による「関連性」の認定手法を見ると、事実上の関連性の認定はかなり柔軟になされていることがわかった。つまり、その基準である「事実の性質」ひいては「事実複合体」を適用するに際し、「場所」や「時間」といった要素は、認定の対象に幅がある上、脱漏されたり緩和されたりしているのであり、「抗争」の性格は「事実複合体」そのものとして裁判所により考慮されているように思われるのである。結局、裁判所は（本訴）原告が定立した請求主題を参照しつつも、それを紛争主題と同一視することで拡大的に捉えているといえよう[122]。こうした拡大的解釈は、法的紛争（つまり法的見解の対立）に収斂されない、訴外の紛争事実関係に対する裁判所の見解を反映しているものと考えられる。場所や時間といった基準も、こうした裁判所の主観的判断に一定の客観的様相をまとわせるためのものと推測するのも的はずれではなかろう。

また、法上の関連性は、本訴原告が援用する法と同一の法に対する違反を基準とするため、反訴原告（本訴被告）は、原則として、本訴で提起された法の枠内でしか法の適用を裁判所に要求しえないと解される。ただし、本訴請求が基礎としている法と反訴請求が基礎としている法が「同じ」であると裁判所が判断する場合、「裁判所は法を知る」の原則により、裁判所が職権的に法上の関連性を認定しうると解される。このことに応訴管轄による管轄権設定の可能性を考えあわせれば、一見したところ本訴請求とは関係がないように思える反訴請求であっても、裁判所により法上の関係性が認定される可能性を否定しえないことになる。このことは、カメルーン対ナイジェリア事件およびコンゴ対ウガンダ事件（二つ目の請求について）において、明らかであるように思われ

122　「請求主題」と「紛争主題」を厳格に区別する立場によれば、こうした裁判所の実行は規則80条の文言からの逸脱として批判されるかもしれない。両者の区別については、Affare de L'Interhandel, Arrêt du 21 mars 1959, 1959 CIJ Rec. 30-31 (Judge Basdevant, Declaration) を参照。

る。

以上のような裁量行使態様から、反訴に対する裁判所の立場は次のようなものであるといえよう。まず、訴訟主題をなす法的紛争を紛争事実関係を念頭に置きつつ構成することで、裁判所は「紛争」を構成する事実を反訴を通じてより多く訴訟の場に取り込もうとしている。そして、同一の紛争事実関係から生じうる法的紛争がどの範囲で訴訟手続に包摂できるのかは、それに対する適用法による。ここに、同一法規の適用により処理しうる限りにおいて、包括的な紛争処理を訴訟において実現しようとしている裁判所の政策的判断が透けて見えているように思われる[123]。確かに、裁判所が反訴の受理を柔軟に行っている背景には、それにより被告国の訴訟手続への関与を確保しようという思惑もあろう。しかし、柔軟な反訴受理の一帰結が紛争の包括的処理として現れてくることは明らかである。

最後に、紛争の包括的処理を志向し、反訴を柔軟に受理する裁判所の裁量行使に対して、他の考慮要因からくる制約があるのかを検討しておきたい。

まず、訴訟遅延防止に起因する制約である。つまり、反訴が本訴の訴訟手続を遅延させるならば、それゆえ受理されるべきではないという主張である[124]。これは、主として訴訟経済の要請であるといえるが、訴訟遅延を招く反訴が「合理的期間内に判決を得る原告の '権利'」を侵害するからとも考えられる[125]。ここでの問題は、規則80条の要件（とりわけ直接的関連性要件）を満たす反訴を却下できるのか、ということにあり[126]、理論上は裁判所の裁量による反

123 *See* S. D. Murphy, *Amplifying the World Court's Jurisdiction Through Counter-Claims and Third-Party Intervention*, 33 Geo. Washi. Int'l L. Rev. (2000), at 20.

124 国内法上も「著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき」、反訴は却下される。日本民事訴訟法146条1項但し書き。

125 Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 276, (Judge Koroma, Separate Opinion).

126 *See id.*, at 294-296, (Judge Weeramantry, Dissenting Opinion).

訴却下が可能であると解される[127]。したがって、反訴による訴訟遅延を考慮してこの裁量が行使されたならば、直接的関連性が認定された反訴であっても却下されうる。近年、先決的抗弁を却下された被告が本案手続を遅らせるための新たな手段として反訴を利用しているとも指摘されており[128]、訴訟遅延防止の考慮は、こうした訴訟戦術の一環としての反訴濫用に対する歯止めとして、その妥当性を主張しうるとも考えられる。

しかし、実際に裁判所が訴訟遅延を理由として裁量で反訴を却下をしたことはない。ジェノサイド条約適用事件では、本訴と反訴の提起に四年間の隔たりがあり、審理対象となる事実も膨大であったが[129]、裁判所（多数意見）は訴訟遅延を理由として却下することはなかった[130]。答弁書において反訴が提起される限り[131]反訴の時期は考慮されないのであり、しかも事実認定により起こるかもしれない遅延が反訴却下を正当化する程度に至るのは容易ではないように思われる。

また、反訴として却下されたとしても、そのことにより同じ請求が別訴として裁判所に係属しうることまでは排除されない。したがって、本訴との直接的関連性を裁判所により認められた反訴が訴訟遅延を理由として却下された後に

127　規則80条3項を参照。裁判所が職権により、別訴として総件名簿に登録できるかは78年規則上は不明確であったが、現行規則ではこうした取り扱いも可能と解される。*See* S. Rosenne, *supra* note 55, at 87.128

See P. Bekker, *supra* note 51, at 513 and 515.

129　ボスニアのジェノサイド条約違反を立証するために提出されたユーゴの文書は700頁以上に渡るといわれる。 *Voir* Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *supra* note 5, at 295 (Judge Weeramantry, Dissenting Opinion).

130　「合理的な期間内にその請求を裁判される原告の利益を見失ってはならない」とだけ言及されている。Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, *id.*, 259-260, para. 40.

131　油井やぐら事件において裁判所は、規則80条2項により答弁書の提出以降に反訴を提起することは認めてられないとする解釈を明らかにしたとされる。Oil Platforms, *supra* note 9, at 197 and 202-203, paras. 15, 27 and 32. *See also* P. Bekker, *supra* note 51, at 514.

別訴として提起された場合には、以下のような問題が生じるであろう。まず、裁判所が別訴を本訴に併合（規則47条）するという措置を採るならば、手続上は反訴とほぼ同一の結論となり、これは、事実上、裏口からの反訴を認めるに等しい[132]。他方、別訴として処理する限り、本訴手続の遅延は生じないとしても、各判決間に時間のズレが生じることは避けられず、紛争の統一的かつ一回的処理は阻害される。つまり、手続上で反訴を迂回して本訴の遅延を防止し得たように見えても、実体上はその処理の妥当性が問われざるを得ないのである。

さらに、本案判決を遅らせる訴訟戦術として反訴が試みられる場合、本訴被告は判決を得ることを目的としていないため、同請求を別訴として提起する可能性は低いといわざるを得ない。このことを考慮するならば、裁判所の実行は裁判所が被告の反訴を奇貨として紛争の包括的処理を試みていることを示していると考えられないだろうか[133]。

以上のことを考え併せれば、裁判所が直接的関連性を認定した反訴を訴訟遅延を理由として自らの裁量において却下する可能性は理論上否定できないとはいえ、現在までの実行は、裁判所が迅速な裁判という手続上の要請よりも包括的紛争処理という実体上の考慮を重視していることを示すように思われる。

そして第二に、「先例」あるいは決定の一貫性といった手続法の観点からくる制約が考えられる。確かに、これを手続の先例拘束性という法的観点から見るならば、未解決の問題といわざるを得ない[134]。しかし、事実の問題として、

132 「判例上、併合に用いられる関連性の規準は、反訴におけるそれよりも緊密である。」(F. Salerno, *supra* note 52, at 348.) と指摘されるが、明らかではない。この点の検討は、他日を期したい。

133 現行規則80条3項のもとでは、直接的関連性の認定がされなかった請求を裁判所が別訴として総件名簿に登録する処理もありうる。しかし、未だこうした実行はない。もし、裁判所が反訴の内容を別訴として登録した後に併合するならば、理論上はともかく、その実際的帰結は反訴と全く同じとなろう。*See* S. Rosenne, *supra* note 55, at 87.

134 この点に関し、サールウェイは、「規程および規則の解釈問題であり、条約解釈の

手続規則の存在意義やその影響を無視することもまたできないであろう。つまり、手続の確かさとその安定性は訴訟当事国にとっての不可欠な保障であるため[135]、手続規則による手続の予見可能性がここで問題となりうるのである[136]。

この点に重きを置けば、直接的関連性の認定に関する裁判所の実行は、不確定要素を含んでいるものとして批判されるかもしれない。しかし、請求が事件の特殊性を必然的に反映することを考えれば、関連性の基準を客観的に精緻化していくことに、そもそも限界があるように思える。加えて、反訴の関連性要件は訴訟経済の観点からも評価され、それが要件の厳格な定式化による裁量の制限を拒むため[137]、よき司法運営は必ずしも規則の厳格性に馴染まないという性質を持つという点も見逃せない。したがって、サレルノが指摘するように[138]、裁判所は、反訴の受理を正当化する「直接的関連性」の基準を一定程度客観化させつつも裁量的評価の余地を残すことで、手続規則の予見可能性とよき司法運営のバランスを図っているのである。結局、手続規則は、訴訟当事国の（手続上の）権利保護のみならず、「よき司法運営」の実現にも資すべきものであり、これら諸原理のバランスを図るためにも裁判所には柔軟な裁量行使が求められていると解されよう。

以上より、反訴手続を柔軟に利用することで紛争の包括的処理を志向している裁判所の実行は、一定の正当性を持っているものと考える。このことが現状において裁判所によって「よき司法運営」と認識されており、国際紛争の平和的処理システムにおける司法的解決の射程を押し広げうる発展として評価できると思われる。

原則に基づく」と指摘し、「一度採られた解釈は軽々しく放棄されるべきではない」と主張する。*See* H. Thirlway, *supra* note 6, at 199, *esp.* note 8.

135　*Voir* L. Salvadogo, *supra*. note 23, at 269.

136　*Voir* F. Salerno, *supra* note 52, at 377.

137　*Voir* F. Salerno, *id.*, 351.

138　*Voir* F. Salerno, *id.*, 378.

(付記) 本稿は科学研究費補助金の成果の一部を含むものである。